

法人単位資金収支計算書
(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

第一号第一様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 三川福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	112,397,500	114,434,870	△2,037,370	
	受取利息配当金収入	2,000	855	1,145	
	その他の収入	1,260,000	1,235,262	24,738	
	事業活動収入計(1)	113,659,500	115,670,987	△2,011,487	
	支出				
	人件費支出	83,245,500	83,439,434	△193,934	
	事業費支出	15,990,000	14,882,050	1,107,950	
	事務費支出	5,461,840	5,277,999	183,841	
	事業活動支出計(2)	104,697,340	103,599,483	1,097,857	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,962,160	12,071,504	△3,109,344	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	8,940,000	9,540,000	△600,000	
その他の活動による収支	施設整備等支出計(5)	8,940,000	9,540,000	△600,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△8,940,000	△9,540,000	600,000	
	収入				
その他の活動による収支	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		22,160	2,531,504	△2,509,344	
前期末支払資金残高(12)		30,191,559	30,191,559	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		30,213,719	32,723,063	△2,509,344	

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

社会福祉事業区分 資金収支内訳表

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

第一号第三様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 三川福祉会

(単位：円)

勘定科目		竹の子保育園	本部	合計	内部取引消去	事業区分合計	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	114,434,870		114,434,870		114,434,870
		受取利息配当金収入	804	51	855		855
		その他の収入	1,235,262		1,235,262		1,235,262
		事業活動収入計(1)	115,670,936	51	115,670,987	0	115,670,987
	支出	人件費支出	83,439,434		83,439,434		83,439,434
		事業費支出	14,882,050		14,882,050		14,882,050
		事務費支出	4,796,646	481,353	5,277,999		5,277,999
		事業活動支出計(2)	103,118,130	481,353	103,599,483	0	103,599,483
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		12,552,806	△481,302	12,071,504	0	12,071,504
施設整備等による収支	収入						
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	9,540,000		9,540,000		9,540,000
		施設整備等支出計(5)	9,540,000	0	9,540,000	0	9,540,000
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△9,540,000	0	△9,540,000	0	△9,540,000
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入		410,000	410,000	△410,000	
		その他の活動収入計(7)	0	410,000	410,000	△410,000	0
	支出	拠点区分間繰入金支出	410,000		410,000	△410,000	
		その他の活動支出計(8)	410,000	0	410,000	△410,000	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△410,000	410,000	0	0	0
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		2,602,806	△71,302	2,531,504	0	2,531,504	
前期末支払資金残高(11)		21,887,933	8,303,626	30,191,559	0	30,191,559	
当期末支払資金残高(10)+(11)		24,490,739	8,232,324	32,723,063	0	32,723,063	

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

竹の子保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

第一号第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 三川福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A) - (B)	備考
収入	保育事業収入	112,397,500	114,434,870	△2,037,370	
	委託費収入	106,500,000	108,456,670	△1,956,670	
	利用者等利用料収入	3,118,500	3,120,000	△1,500	
	利用者等利用料収入(一般)	3,118,500	3,120,000	△1,500	
	その他の事業収入	2,779,000	2,858,200	△79,200	
	補助金事業収入(公費)	2,679,000	2,751,000	△72,000	
	補助金事業収入(一般)	80,000	80,500	△500	
	その他の事業収入	20,000	26,700	△6,700	
	受取利息配当金収入	1,000	804	196	
	受取利息配当金収入	1,000	804	196	
	その他の収入	1,260,000	1,235,262	24,738	
	受入研修費収入	20,000	20,000		
	利用者等外給食費収入	1,200,000	1,176,850	23,150	
	雑収入	40,000	38,412	1,588	
	事業活動収入計(1)	113,658,500	115,670,936	△2,012,436	
事業活動による収支	人件費支出	83,245,500	83,439,434	△193,934	
	職員給料支出	30,400,000	30,483,708	△83,708	
	職員俸給支出	22,176,120	22,176,120		
	職員諸手当支出	8,223,880	8,307,588	△83,708	
	職員賞与支出	11,000,000	11,000,820	△820	
	非常勤職員給与支出	31,000,000	30,705,767	294,233	
	退職給付支出	845,500	845,500		
	法定福利費支出	10,000,000	10,403,639	△403,639	
	事業費支出	15,990,000	14,882,050	1,107,950	
	給食費支出	8,000,000	7,744,300	255,700	
	保健衛生費支出	280,000	260,045	19,955	
	保育材料費支出	1,800,000	1,736,679	63,321	
	水道光熱費支出	2,700,000	2,487,062	212,938	
	消耗器具備品費支出	1,500,000	1,145,109	354,891	
	保険料支出	850,000	814,350	35,650	
	賃借料支出	430,000	430,408	△408	
	車輛費支出	180,000	151,204	28,796	
	雑支出	250,000	112,893	137,107	
	事務費支出	4,935,000	4,796,646	138,354	
	福利厚生費支出	1,100,000	1,125,016	△25,016	
	旅費交通費支出	20,000	9,000	11,000	
	研修研究費支出	40,000	78,020	△38,020	
	事務消耗品費支出	300,000	238,572	61,428	
	印刷製本費支出	140,000	128,257	11,743	
	修繕費支出	400,000	532,840	△132,840	
	通信運搬費支出	250,000	245,936	4,064	
	会議費支出	15,000	7,600	7,400	
	業務委託費支出	150,000	152,900	△2,900	
	手数料支出	410,000	157,440	252,560	
	土地・建物賃借料支出	1,170,000	1,186,333	△16,333	
	租税公課支出	120,000	102,620	17,380	
	保守料支出	520,000	519,640	360	
	雑支出	300,000	312,472	△12,472	
	事業活動支出計(2)	104,170,500	103,118,130	1,052,370	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	9,488,000	12,552,806	△3,064,806	

竹の子保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

第一号第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 三川福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	8,940,000	9,540,000	△600,000	
	建物取得支出	286,000	286,000		
	器具及び備品取得支出	5,654,000	5,554,000	100,000	
	構築物取得支出	3,000,000	3,700,000	△700,000	
	施設整備等支出計(5)	8,940,000	9,540,000	△600,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△8,940,000	△9,540,000	600,000	
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	拠点区分間繰入金支出	420,000	410,000	10,000	
	拠点区分間繰入金支出	420,000	410,000	10,000	
	その他の活動支出計(8)	420,000	410,000	10,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△420,000	△410,000	△10,000	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		128,000	2,602,806	△2,474,806	

前期末支払資金残高(12)	21,887,933	21,887,933	0
当期末支払資金残高(11)+(12)	22,015,933	24,490,739	△2,474,806

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略することができるものとする。
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

本部拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和5年4月1日 (至) 令和6年3月31日

第一号第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 三川福祉会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	受取利息配当金収入	1,000	51	949	
	受取利息配当金収入	1,000	51	949	
	事業活動収入計(1)	1,000	51	949	
	支出				
	事務費支出	526,840	481,353	45,487	
	旅費交通費支出	330,000	318,000	12,000	
	通信運搬費支出	840	840		
	会議費支出	73,000	40,183	32,817	
	手数料支出	1,000	330	670	
	雑支出	122,000	122,000		
	事業活動支出計(2)	526,840	481,353	45,487	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△525,840	△481,302	△44,538	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
その他の活動による収支	収入				
	拠点区分間繰入金収入	420,000	410,000	10,000	
	拠点区分間繰入金収入	420,000	410,000	10,000	
	その他の活動収入計(7)	420,000	410,000	10,000	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	420,000	410,000	10,000	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△105,840	△71,302	△34,538	
前期末支払資金残高(12)		8,303,626	8,303,626	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		8,197,786	8,232,324	△34,538	

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略することができるものとする。
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。